

平成二十九年

第三回定例会代表質問

区政報告

千代田区議会議員

桜井ただし

平成29年第3回定例会代表質問

○25番（桜井ただし議員） 平成29年第3回定例会に当たり、自由民主党議員団を代表して質問をいたします。

今年も、7月5日に起きた九州北部豪雨を初め、直近では、日本列島を縦断した台風18号など、さまざまな自然災害の多い年でした。全国各地で被災され、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興がかなうよう、お祈りをしたいと思います。

さて、一方、皇室では、9月3日、秋篠宮家長女眞子様が、小室圭さんと婚約の内定をされました。皇居を配する千代田区民として、お二人の末永い幸せを心からお祈りを申し上げたいと思います。それでは、質問に入ります。

まず初めに、平成28年度決算審議に向けた区の姿勢について、質問をいたします。

第3回定例会は、1年の総まとめを行う、いわゆる決算議会です。昨年度の第3回定例会を振り返ると、千代田会館10階の改修工事についての疑義があることや、かがやきプラザ、和紙アートの取得金額や意思決定過程等について、疑義があることなどが発覚しました。この結果、決算の審議ができずに、第4回定例会に継続審査となりました。

続く第4回定例会では、さらなる審査を行うため、監査委員の意見を求め、最終的には附帯決議をつけて認定するに至りました。

また、今年の予算審議に当たっては、深夜まで議論がなされ、議

会では、執行機関に区民や議会に対する十分な説明責任を果たしていないとの理由から、予算の減額修正を行い、さらに、全会一致で子どもたちへの施策を積極的に推進するよう附帯決議を行いました。これらの決算や予算の審議に共通して言えることは、執行機関から区民や議会に対して十分な説明が不足していること、その一点に尽きると思います。

執行機関と議会は、チェック・アンド・バランスの関係を保ち、最終的には住民福祉の向上を実現していくという共通の目的を持っています。

千代田区では、これまで、執行機関と議会が、子育て・子ども支援や高齢者施策を初め、さまざまな分野において、区民の視点に立った先駆的な事業を精力的に推進してきました。これは、執行機関と議会が、互いに切磋琢磨しながら協力してきた成果であると、一定の評価をいたしております。

しかし、最近の予算審査や決算審査の状況を見ると、「執行機関と議会の役割が十分に果たされていない」と言わざるを得ない状況が続いています。これは非常に残念なことであり、区政運営にも大きな影響を与えていると感じています。

先ほど述べましたとおり、予算審議や決算審議の機会を捉え、議会から執行機関へはさまざまな意見を述べています。執行機関には真摯な対応が求められているのは、十分に認識されていることと思います。

そこで質問をいたします。

まずは、平成28年度の決算を行うに当たり、区の姿勢について質問をいたします。

決算審議に当たっては、まず、監査委員の審査があり、次に議会

の審議が行われます。先日、議会に提出されました監査委員の決算審査意見書では、「予算の執行状況、財政運営及び財産の管理状況は、いずれも適正と認められる」とありました。また、財政に関する各指標を見ても、適正な水準内であるとされています。

事業の推進状況を見ると、「ちよだみらいプロジェクト」が目指す社会の実現に向けて、次世代育成や保健福祉など4本の重点事項を柱に、保育所の運営補助や子育て支援事業の拡充、障害者への合理的配慮の推進など、新たな課題へも取り組み姿勢が見られ、一定の評価ができると思っています。

一方、決算審査意見書の中では、執行率や職員費、基金、人材育成等についての意見が述べられています。特に基金については、議会においてもさまざまな議論がなされてきたところで、本区においては、平成26年度に基金の再編を行い、「みらいプロジェクト」の考え方を基本に、目的別の管理を進めました。

今後も予算や決算の状況を踏まえながら、さらなる基金の有効活用を図っていくことは必要であると考えています。

また、平成28年度決算における執行率については、87.1%と前年度とほぼ同率であるものの、77億円を超える不用額が生じています。職員の創意工夫により執行額を抑制した事例もあるとは思いますが、執行率の低さや多額の不用額から、区民サービスの低下や予算の活用不足などが懸念されるため、十分な検証を行うことが必要であると考えます。

いずれにしても、執行機関には、今回、平成28年度決算を総括し、今年度の事業執行や平成30年度の予算編成につなげていくことが求められています。

そこで、質問をいたします。

平成28年度決算を受けて、今後の区民サービスの充実や財政運営などにどのように反映させていくお考えなのでしょうか。お答えをいただきたいと思えます。

次に、危機管理対策について質問します。

北朝鮮のミ사일関連につきましては、さきの定例会において、我が党の永田議員が詳細に質問をしておりますので、今回は、ミ사일が我が国の領土を通過したことを受け、危機管理対策に絞って質問をいたします。

北朝鮮をめぐる情勢は、我が国にとって戦後最大の危機となりつつあります。北朝鮮は、自らを、核及びICBM保有国と称し、核攻撃という恫喝を繰り返すとともに、今年に入り、弾道ミサイルを頻繁に日本周辺に打ち込んでいます。さらに、9月3日には、6度目の核実験も強行されました。このことは、世界の平和と安定にとって重大な脅威を与えており、自由民主党としても、断じて容認できないこととして、強く抗議しているところです。（スクリーンを画像画面に切り替え）

そのような中、北朝鮮は、8月29日と9月15日の2回にわたって、弾道ミサイルを、事前通告なしに発射し、日本上空を通過させました。1回目のミサイルは、午前5時57分ごろ発射。テレビでは、発射から約4分後、東日本を中心に、日本政府による「Jアラート」――先ほど映りましたが――が発令され、それと同時に、「国民保護に関する情報」として、ミ사일発射に伴う避難情報や注意喚起、対象地域など、Jアラートの情報を緊急番組として放送しております。（スクリーンを元に戻す）

今回、Jアラートが発令されてから、北海道・襟裳岬の東方1180キロの太平洋上に落下したとの政府による発表までの間、千代

田区は対象地域には含まれておりませんが、区民の方々も、対象地域の方々と同様に、これから一体どうなるのか、ミサイルの行方はどうなったのかと、情報の少なさに大変不安を感じた方も多くいらっしゃるのだと思います。いかに正しい情報を収集し、迅速、的確に区民に伝えることができるかは、ミサイルに限らず、地震や風水害など自然災害においても同様であります。

そこで、情報の提供という観点からお尋ねします。

まずは、今回のＪアラートの発令を受けて、千代田区では、防災行政無線やメールなどによる情報伝達はあったのでしょうか。6時2分から十数分間、区民は非常に不安に思っていました。この間、ミサイルはどこに行ったのか、区民に情報提供できる手段はあるのでしょうか。また、弾道ミサイルが発射された場合の区民に対する情報伝達の仕組みは、どのようになっていくのでしょうか。

そして、Ｊアラートが発令された後の区への対応は、どのような計画となっているのでしょうか。

また、災害時の迅速で正確な情報提供は、区民に安心を与え、行政に適切な対応を生むこととなります。（スクリーンを画像画面に切り替え）

例えば、道路情報をとってみても、千代田区には、都や国が管理をする道路が通っており、それぞれに管理者が分かれています。（スクリーンを元に戻す）

この映像は、この建物の16階にある国土交通省のモニタールームです。

国では、道路がどのような状態にあるか、テレビモニターによってリアルタイムに生の映像が届けられ、把握されています。災害時にいち早く正しい情報を収集するためにも、国や関係機関と連携し、

道路映像データを共有化することを検討してみたいかがでしょうか。あわせてお答えください。

次に、障害者に対する施策の拡充について、質問をいたします。障害者に対する施策の拡充については、平成29年3月29日、平成29年度第1回定例会において、全会一致で、「新たな障害者施設の増設を求める決議」を行ったところであります。

その中では、障害者にとって必要不可欠な施設の整備方針を、区を挙げて早急に策定し、「ついの住みかとなり得る機能」を備えた障害者福祉施設を整備するよう、強く求めました。障害者の家族からも、引き続き、親亡き後を含めて、安心できる施設や仕組みの早急な整備が強く求められています。

平成29年度は、障害者福祉計画、障害児福祉計画の策定年度であり、障害者計画をあわせて策定し、区の障害者福祉施策の基本理念を定めるとともに、施設整備の考え方を記載していくと報告されていますが、まずはその中で、施設の増設についての検討はされているのでしょうか。

次に、社会福祉法人など、事業者への支援についても伺います。本年、区内に障害者グループホームの開設を希望する事業者が、物件の契約ができずに開設を見送ったという話を聞きました。障害者福祉施設整備の難しさを示す一例だと考えますが、社会福祉法人など、事業者の力を生かしてグループホームを開設するためには、区の支援が不可欠と考えますが、区の見解をお聞かせください。

また、障害者福祉センター「えみふる」についてもお尋ねします。「えみふる」は、身体・知的・精神の障害及び難病のある方が利用できる地域福祉の拠点であり、障害者へのサービスを一元的に提供する施設とされています。しかし、開設以来、グループホームに

は空きがあり、その理由として、男女や三障害の区別がないことなどが挙げられています。また、同じ場所で実施されているショートステイも、男女及び三障害一緒の利用となるために、障害特性によって利用が難しい上、予約もとりづらいと聞いています。

「えみふる」のグループホーム及びショートステイを利用しやすく拡充する必要があると考えますが、いかがでしょうか。こうした状況を踏まえ、「えみふる」の課題についてどう考えているのかも、あわせてお聞かせください。

次に、国の住宅宿泊事業法（民泊新法）の成立を受けて、区としての対応についてお尋ねします。

民泊については、本年6月に、住宅宿泊事業法が成立をいたしました。この法律の目的は、「住宅宿泊事業を営む者の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応して、これらの者の来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与すること」とされています。

一方、千代田区内では、民泊に関する苦情が、明らかに増加するだけでも、平成27年度には24件、28年度には50件と増加しており、ごみの出し方や、知らない人が常に出入りして不安、大声を上げるなど迷惑、誤って119番通報をかけるなど、さまざまです。また、昨年10月に実施した区民世論調査によれば、「新しい制度になったときに自治体で独自に規制できるとしたら、千代田区でどのような規制をすべきと思いますか」という問いに対し、7割の区民が、「ホームステイ型に限定し、家主や管理者が不在の民泊は認めない」と回答しています。

こうした中で、まず初めに、現在の区における民泊の現状と、これまでの区の対応について、伺います。

住宅宿泊事業法第68条では、特別区は東京都と協議し、東京都が処理する住宅宿泊事業法の事務を、東京都にわかり特別区が処理できることになっています。東京都の一律の基準ではなく、千代田区の地域の実情に合わせて、事務を行う必要があると考えますが、区は、東京都と協議して、住宅宿泊事業法の事務を処理するお考えがあるのでしょうか。また、その場合、区独自のルールとして、どのようなことが考えられるのでしょうか。お伺いをしたいと思います。

住宅宿泊事業法は、来年6月15日までに施行されます。よって、この法律に基づき民泊の届け出をすれば、民泊サービスが可能になります。現在、無許可で営業している違法民泊の施設は、この法律に基づく届け出をすれば、民泊を適法に行うことができるのでしょうか。また、届け出をしない場合には、どのようなのでしょうか。お答えください。

次に、マイナンバー制度について伺います。（スクリーンを画像画面に切り替え）

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、内閣府によれば、「複数の行政機関に存在する特定の個人の情報を同一人であるということの確認を行い、行政手続などを効率化し、区民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤」とされています。（スクリーンを元に戻す）本区においては、平成27年12月をもって、住民基本台帳カードが終了となり、平成28年1月からは、個人番号が記載されたマイナンバーカードの交付が開始され、新たに利用が開始されました。また、カードの交付に当たっては、その目的・用途及び個人情報取り扱いなどについて、周知が図られたところです。

その際、議会においても、カードを取得するためのメリットや活用方法について議論をし、平成27年第4回定例会において、千代田区個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例が制定され、今後は、マイナンバーカードの普及を促進していくとともに、国が示した活用目的に加え、区が行う独自のサービス活用策を検討していくとの方向性も確認されました。

しかし、残念ながら、マイナンバーカードは、いまだ、住基カードのときと同様に、身分証明書として利用する以外に有効な使い方はされていないように感じます。行政側の内部事務で効率化が図られているかもしれませんが、区民には、そのあたりが見えません。

また、最近では、住民税を給料から天引きしている企業・団体へ区市町村が送付した、特別徴収税額決定通知書のうち、少なくとも93自治体の569人の分が誤った宛先に届けられ、マイナンバーの漏えいの危険が現実のものとなりました。

さらに、今年度より、確定申告にマイナンバーを記載するようになり、来年度からは預貯金にも記載することになるということが、その用途や情報の保護について、区民には余り知られておらず、カードは取得したが不安な気持ちでいる区民も少なくありません。

一方、現在、国が運営するオンラインサービスであるマイナポータルの試行運用が開始され、マイナンバーカードに搭載された公的個人認証サービスを用いて、各個人がパソコンから利用できる個人専用サイトが開設されたと聞いています。このサイトによる区民の利便性やサービスはどのように向上していくのでしょうか。このサイトに関する区民への周知はどのようになされているのでしょうか。さまざまな疑問を抱かざるを得ません。

また、国では、マイナンバーカードの利活用を推進するための

ロードマップを示し、これに基づき、周辺自治体では、住民票・戸籍などの証明書のコンビニ交付など、利用範囲の拡大に努めています。

そこで、お伺いをいたします。

本区におけるマイナンバーカードの普及状況について、他区との比較なども含めて、お答えをください。

次に、昨今、マイナンバーを記入させられる届け出が増えていますが、その活用や情報の保護に関することなど、区民へ十分に周知がなされているのでしょうか。また、マイナポータルの運用開始に伴う区民の利便性やサービスは、どのように向上するのでしょうか。その活用状況と、区民への周知はどのようになっているのでしょうか。

最後に、区が行う独自の行政サービスへのマイナンバーカードの活用策の検討状況と今後の取り組みについてお答えください。

最後に、子ども施策、とりわけ保育園基幹園の園庭の重要性についてお伺いをいたします。

区では、待機児童ゼロ対策のため、保育園の新設が続いています。今年度も、6月に認可保育園1園、事業所内保育事業が1園開設した結果、区立保育園・こども園6園に、私立保育施設は、認可保育所や認証保育所なども含めて29園になったところです。

いずみこども園がスタートした平成14年4月当時は、区立保育園5園、区立こども園1園が保育の中核で、私立保育施設が2園しかなかったことを考えると、大きく様変わりしてきたと言えます。今後、区内のマンシヨン供給数が増えていくことを含めて検討し、子どもの数が大幅増になると見込み、それに合わせて保育施設数を増やしていくことが、今月8日の子育て文教委員会の質疑の中で明

らかになりました。平成30年9月には、認可保育所1園、平成31年4月には、認可保育所1園が開設する予定だそうです。

また、現在、区の低未利用地の活用の一環で、旧和泉橋出張所と地藏橋児童遊園に認可保育所を開設するためのプロポーザルを実施していることも明らかになりました。

区は、「千代田区の子どものための就学前プログラム」に基づいて、「公立・私立等の、認可形態にとられない乳幼児期の保育・教育を推進する」を、四つの基本理念の一つに挙げています。これは、区立でも私立でも、保育園・幼稚園の在園児は、いずれも大切な本区の未来を担う「千代田区の子」であることを意味しています。

そのため、これまでも区議会と執行機関が協力して、衆議院富士見宿舍跡地を「ふじみこどもひろば」として借り上げ、周辺の保育園の代替園庭として活用しているほか、低未利用地である旧今川中学校の校庭や体育館を開放するなどして、子どもたちが伸び伸びと活動できる場を確保してきたところです。

また、区内の基幹園である区立保育園・こども園・幼稚園の園庭や、その他区立施設を私立保育施設に貸し出すなどして、園庭のない保育施設の園児に対応していることも理解しております。しかしながら、私立保育施設は、今後、施設数が増加していく中で、代替園庭をいかに確保していくのが喫緊の課題になると考えます。

そこで、お伺いをいたします。

保育園における園庭は、子どもたちが園庭で遊ぶことによって運動能力を向上させることや、園庭内の植物や虫などの自然に触れ合うことで情緒を育んでいく経験を日々重ねることは、子どもたちにとって必要不可欠な経験だと思えます。

そうしたことから、保育園における園庭は、子どもの発達を考慮する上で非常に重要であると認識しておりますが、区のお考えをお聞かせください。さらに、これまで以上に増え続ける私立保育施設に対して、区は、代替園庭の確保策として、今後どのように考えているのかもあわせてお伺いしたいと思います。

以上、区政を取り巻く諸課題について質問をいたしました。区長並びに執行機関の明快な答弁を期待し、質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○区長（石川雅己君） 桜井議員のご質問の3点について、私から答弁をいたします。

まず初めに、平成28年度決算審議に当たった区の姿勢であります。及び、平成28年度決算の今後の区民サービスの充実や財政運営等への反映についてのご質問に、まず2点、お答えいたします。

ご承知のとおり、平成28年度は、「みらいプロジェクト」策定2年目として、豊かな地域社会の実現をさらに加速していくため、「次世代育成に関する取り組み」、「保健福祉に関する取り組み」、「危機管理に関する取り組み」、そして4点目が、「東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とした取り組み」の四つを重点事項として定め、効果的な事業の実現に努めてきたところであります。

しかし、ご指摘のように、中には、事業の進捗のおくれや執行率の低いものも見受けられることは事実であります。その要因を検証した上で、適切な見直しを図るほか、必要に応じて来年度の予算に反映していきたいと思っております。

一方、財政運営についてであります。ご承知のとおり、監査報告にもありますように、財務諸表や財政指標が示すとおり、安定的

な運営を行っているものであります、という判断だろうと思えます。しかし、我々は、今後、国の税財政制度の見直しと、いわゆる大都市財源を吸い上げるといふ、そういう大きな流れがあるうと思えます。そのためには、本区の財政基盤が、そのことによって侵される懸念もあります。このため、基金を有効に活用しながら、将来世代に負担を残さないような財政運営を堅持しているわけでございます。将来世代への負担を残さないというのは、ご承知のとおり、平成12年から起債を発行していないというようなことも、その一つだろうと思えます。

なお、基金につきましては、中長期的な目的別基金の活用について整理をいたしましたして、予算原案、すなわち来年度の予算原案の提示の時期を用途にして、将来の中長期的な目的別基金の活用についてお示しをしたいと思っております。

今後とも引き続き、質の高い区民サービスの安定的な提供と、それを支える強固な財政基盤の確立の双方について、引き続き努力をしまいたいと思えます。

3点目の民泊に関するご質問にお答えいたします。

今年の6月、この法が成立——住宅宿泊事業法が成立をしたことは、ご指摘のとおりだろうと思えます。この法の趣旨は、観光客の増加による宿泊需要に対応するため、または規制緩和の一環として、民泊サービスを合法的に行えるような法であると思えます。

しかし、この法の実行により、恐らく、区民の皆様から、民泊の施設による騒音やごみの問題を初め、さまざまな苦情や不安があることは、私も認識しております。

この法律の趣旨は、これからの社会は、所有からシェアという、共同利用という考え方でつくられたと思えます。しかし、最も住民

に近い私たち基礎的自治体としましては、マンション内の居住者のこの問題に対する不安、あるいは、地域住民の不安等を考え、将来、マンションがさまざまな形で転用されて、むしろ住む条件が変わってくるということを考えますと、この民泊については、私のほうは、より厳しい区独自のルールを定めていきたいと思っております。

もちろん、この区独自の厳しいルールを設定するに当たりましては、桜井議員ご指摘のように、区の実情を踏まえた独自のルールをつくらなきゃいけません。したがって、この事務について、東京都から23区に事務処理をできるように、今、区長会で、都に働きかけておりまして、ほぼ、それぞれの23区が、この民泊に関する独自のルールをつくるということになるうかと思えます。

なお、詳細及び他の事項については、関係理事者をもって答弁をいたさせます。

○**子ども部長（大矢栄一君）** 桜井議員の保育園基幹園の園庭の重要性に関するご質問にお答えいたします。

まず、保育園における園庭は、子どもの発達を考慮する上で非常に重要であると認識しており、区はどのように考えているかについてでございますが、子どもたちは、戸外活動を通じ、四季の移ろいを感じ、その変化に応じて新しい発見をして、遊びを展開させていき、その過程を楽しんでおります。

園庭は、運動面に限らず、情緒面の発達を促す役割も担っているという議員のご指摘は、まさしくそのとおりであると認識し、子どもの発達を考慮する上で非常に重要であると我々も考えております。

なお、私立保育施設の子どもたちは、代替園庭である公園や児童遊園を利用して、運動遊びや植物や虫などの観察などを行っております。

ただ、代替園庭自体は確保しても、各歳児で戸外活動場所が異なりますので、活動場所が限られてくるといった課題があることは認識しております。そのため、区では、ほぼ毎日、午前9時半から午後1時まで、私立保育施設に対しバスを貸し出しており、未就学の児童ではお散歩でなかなか行くことのできない北の丸公園や日比谷公園などで、戸外活動を楽しんでいるところです。

次に、これまで以上に増え続ける私立保育施設に対し、区は、代替園庭の確保策を今後どのように考えているかについてですが、当面、区内に未就学児童が増えている現状を踏まえ、保育施設を増設していくことは、待機児童をゼロにするためには必要なことです。

ただ、さきの質問で述べたとおり、子どもたちの発達のためには、戸外活動は必要不可欠となりますので、基本的には、各保育施設で園庭を確保できれば一番よいのですが、用地条件の厳しい本区では、極めて厳しい状況にあります。

そうした中でも、昨年10月に開設したクレアナーサリー市ヶ谷におきましても、人工芝と砂場を整備した園庭を設けたとのこと、本年4月に開設した、旧神田保育園仮園舎を活用した神田淡路町保育園大きなおうちには、1階と屋上を活用した園庭を整備したところです。また、今後、二番町に開設を予定している（仮称）二番町ちとせ保育園は、1階と屋上に園庭を整備する予定でございます。

そのため、今後の代替園庭を確保していく策につきましても、区立でも私立でも、戸外活動ができる施設は、園庭がない保育施設に貸し出しをしてもらえよう、これまで以上に要請してまいります。今後とも、子どもの発達や学びの連続性に考慮した、質の高い保育を提供できるよう、支援に努めてまいります。

保健福祉部長（歌川さとみ君）

桜井議員のご質問のうち、障害者

に対する施策の拡充について、お答えをいたします。

共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず尊厳を持って暮らせるよう、障害者グループホームなどの施設整備は喫緊の課題であり、整備方法を含め、さまざまな可能性を検討しているところでございます。現在、障害者支援協議会での議論や、関係団体等からのご意見を伺いながら策定を進めている、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画及び障害者計画に、障害種別や状態に応じた施設整備の考え方を明記してまいります。

大きな敷地を用意することなく、既存のマンション等を活用した比較的小規模な整備も可能であるグループホームやショートステイにつきましては、助成制度を構築して、社会福祉法人など、民間事業者を誘致することも検討してまいります。

次に、障害者福祉センター「えみふる」の課題についてです。えみふるの整備を計画した段階と比較すると、人口増加や障害特性の多様化が顕著になっており、よりきめ細かなサービス提供体制が求められております。しかし、現状の「えみふる」では、設備やスペースの制約があり、抜本的な解決ができない課題が少なくありません。喫緊の大きな課題であるショートステイの不足については、グループホームのサテライト型住居の設置により、一部機能を外だしてショートステイを増設する対応も検討するとともに、運営方法等の改善について、30年度の指定管理者選定とあわせて見直ししてまいります。

いずれの場合も、障害者の施設を整備するに当たっては、周辺のご理解を得ることが最大の課題ですので、共生の理念・障害者への理解促進に鋭意努めてまいります。

〇地域保健担当部長（田中敦子君）

桜井議員の民泊に関するご質

問に、区長答弁を補足して、お答えいたします。

まず、区の民泊の現状についてですが、本年7月から8月にかけて、民間調査会社に委託し、インターネット上の区内の民泊物件調査を行ったところ、千代田区として登録されていた物件は、位置情報が特定できた建物が66棟、部屋番号や階数までは不明ですが、部屋数としては111件でした。また、議員ご指摘のとおり、苦情件数は、平成28年度は平成27年度に比べ倍増しましたが、今年度は、8月31日現在で13件となっており、昨年同期の28件と比べると減少しています。

これまでの区の対応としましては、現状では、区内の民泊は旅館業法違反であるということを知るとともに、苦情などにより判明した違法民泊物件に対しては、関係部署や消防署等とも連携し、旅館業法違反として、営業の中止を指導しています。

次に、区の独自ルールについてのご質問ですが、区長答弁にありましたとおり、より厳しい規制が必要と考えておりますが、政省令やガイドラインが今後発出されるため、それらを踏まえ、「千代田区民泊サービスのあり方検討会」等からもご意見をいただき、条例制定を含め、検討をまいります。

最後に、違法民泊についてのご質問ですが、住宅宿泊事業法施行後に、法令の要件に合致した適正な届け出がなされたものは、法令に定める範囲内で民泊サービスを合法的に行うことができます。しかし、同法による届け出をせずに民泊を行っている場合には、旅館業法違反となります。旅館業法違反の無許可無届け施設に対しては、警察、消防など関係機関とも連携し、民泊をやめるよう、より一層指導・取り締まりを実施してまいります。

政策経営部長（坂田融朗君） 桜井議員のマイナンバー制度に関する

ご質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの普及率についてですが、平成29年8月末現在の交付済み数は7,257通、区民に対する交付率は約12%となっており、23区における交付率のほぼ平均値となっております。

次に、マイナンバーを活用した事務と情報の保護についてですが、本区においては、現在、国の「行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる番号法において定められた36の法定事務と、独自利用事務として、平成27年12月に制定をしました。「個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例」に基づき、障害者福祉手当や児童育成手当及びひとり親家庭等の医療費助成等に関する六つの事務、合わせて42の事務でマイナンバーの活用に取り組み、申請手続の添付書類の省略等の利便性の向上を、現在、検討をしております。

また、情報の保護につきましては、「番号法」で取り扱い事務が限定されているとともに、情報の分散管理や事務処理のシステム利用に生体認証を必要とすることで職員を限定するほか、通信にも暗号化を施す等、幾重にも対策を講じることで、安全性を確保しております。

これらの利用や情報の保護について、区の広報紙やホームページにて周知しているところですが、議員ご指摘を踏まえ、より一層の効果的な周知方法について工夫をまいります。

次に、マイナポータル運用等についてですが、マイナポータルは、国が運営を行うマイナンバーカードを利用した、生活の利便性向上を図るための取り組みであり、インターネット上でポータルサイトとして、本年7月より試行運用が開始されています。

マイナポータルでは、行政機関等が持つ自分の個人情報の確認や、そのやりとりの履歴を確認することができるほか、窓口で行っている申請手続の一部について、自宅からオンライン申請が可能となる仕組みとなっております。

今後は、来庁し窓口にて申請という従来の手続に加え、新たな区民サービスの利用形態として、その活用について検討を進めていくとともに、区のホームページ等を活用し、内容の周知に努めてまいります。

最後に、マイナンバーカードの活用策の検討についてですが、マイナンバーカードのさらなる有効活用について、区独自に、どのような機能を追加することが可能か、セキュリティ面での対策も含め検討をまいります。

また、住民票や戸籍等の交付につきましては、利便性の向上を図るため、全国各地のコンビニエンスストアの情報端末を活用し、マイナンバーカードを活用することで、区役所の閉庁時間も含め、また、区外においても、住民票の写しや戸籍証明書等を容易に取得することのできるコンビニ交付サービスの導入に取り組んでまいります。

行政管理担当部長（清水 章君） 桜井議員の危機管理対策に関するご質問にお答え申し上げます。

まず、北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴うＪアラートについてのご質問でございます。

このたびのＪアラートによる緊急情報の発令は、２度とも、北海道、東北地方などを中心とする地域に対して発令されました。これは、ミサイル通過が予測される周辺地域の防災行政無線に対してのみ、国から自動的に起動されるものでございまして、ご案内のとお

り、日本全国の防災行政無線が一斉に鳴る仕組みとはなっていないところでございます。したがって、今回、千代田区は、Ｊアラート発動対象外地域ということで、防災行政無線やメールなどによる情報伝達はなかったところでございます。

次に、千代田区がＪアラート発動対象地域であった場合の情報伝達の仕組みについてでございます。

政府が、Ｊアラートによる緊急情報を発令いたしますと、衛星回線などの専用回線を通じまして、対象地域の防災行政無線を自動的に起動させ、サイレンや注意情報を放送いたします。そして、本区におきましては、安全・安心メールやホームページなどを用いまして、区民の皆様方に情報をお伝えすることとなっております。

一方、これと同時に、緊急情報が携帯電話会社にも伝達をされまして、携帯電話などにも一斉にエリアメールとして送信をされることとなっております。

なお、テレビ・ラジオなどの放送会社は、いわゆる国民保護法上の指定公共機関となっておりますことから、Ｊアラートによる情報を速やかに、テレビなどを通じて放送することとなっております。したがって、ミサイルの軌道や到達場所などの情報につきましても、地震の際と同様、テレビなどが一般的な情報入手手段となり得ると認識をしております。

また、万が一、区民の皆様方に危険が及ぶ状況となり、Ｊアラートが発令をされた場合には、まずは、自分の身を守ることに専念をしていただきました上、武力攻撃がなされたと国が認定をした場合には、「千代田区国民保護計画」に基づきまして、区民の皆様方に対して、関係機関と連携をしながら、避難誘導や避難支援を行っていくこととなっております。

次に、発災時における国や関係機関の道路映像データの共有化について、お答え申し上げます。

国道等の道路管理者におきましては、道路の安全な通行管理のため、定点ポイントにおきまして、常時テレビモニターによる監視を行っていることは承知しております。災害時にこの映像データを共有することができるとかどうかにつきましては、国や関係所管からのお話を十分にお伺いしながら、研究を進めてまいります。今後とも、災害時の迅速かつ正確な情報の収集、提供に努めますとともに、桜井議員ご指摘のような、新たな手段につきましても、鋭意模索をしてみたいと考えております。

25番（桜井ただし議員） 25番桜井ただし、自席から再質問させていただきます。

項目が今回多かったので、1点に絞ってご質問させていただきます。再質問させていただきませんが、今ご答弁をいただいた危機管理対策の情報について、（ベルの音あり）再質問させていただきます。

先ほど映像にも実は映させていたんですけれども、この建物の16階に国土交通省のモニタールームがあつて、都内の国道の260カ所に定点カメラが設置してあつて、もうそれが随時カメラのところに映し出されると、そういう機能を持っています。先日、見てまいりました。で、そういう情報が共有化できれば、どんなにいいだろうなということ、実は私も思ったんです。

今、部長、ご答弁で、そういうものがあることは承知していると。それと、十分に聞きながら研究をしていくということでしたけれども、何が問題だったのか、そのことを、区として、できないのはなぜなのか、（ベルの音あり）そのことをお答えください。

○**行政管理担当部長（清水 章君）** 桜井議員の危機管理に関する

再質問にお答え申し上げます。

先ほど桜井議員が、この本庁舎の上層部にある、そのテレビモニターのあるところに、実際にご確認をされたというお話ございました。そのときのお話は、私も担当課長も同席をさせていただきましたので、お声がけいただきましたので、詳細にご報告を頂戴しているところでございます。報告をいただいているところでございます。失礼しました。

その際の話、まずは、とりあえず1回現場を見させていただいて、どんな状況かということだったというふうに報告を受けておりますので、まだ詳細に、どういうところが課題なのかということまで詰めていないということが現実でございます。

ただ、そのときの話、私のほうに報告があつた話からすれば、ご案内のとおり、国道というところ、国道の交通安全のために常時、その定点箇所を、監視をしなければならないということで、さまざまな定点ポイントでの画像を、常時監視をしている。そのために、区が必要としたときに、その情報をどういうふうにシステム上つけて見ることができるとか、あるいは、区が要求をしたときに、そのポイントを見せてあげられるかどうか確認することも、現時点ではなかなか難しいと。まあ、詳細については、ちょっと詰めていかなければいけませんね、というふうなお話をいただいたというふうにご認識をしておりますので、先ほどご答弁申し上げたように、これから詳細、お話を聞きながら詰めていきたいと、こう申し上げたところでございます。ご理解のほど、よろしく願います。